

令和4年第2回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和4年10月17日(月)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 5番 福井保夫

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第1号 安堵町税条例等の一部を改正する条例について

第 4 議案第2号 訴えの提起について

第 5 議員派遣について

第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今から令和4年第2回安堵町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は8名です。

福井議員からは、本日の会議を欠席する旨の届が提出されておりますので、よろしく願い申し上げます。

定足数に達しております。会議は成立いたします。本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。西本町長よろしく。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

日の暮れるのが早くなり、本格的な実りの秋を迎える頃となってまいりました。

そのような折、令和4年第2回安堵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、条例の一部改正が1件、訴えの提起についてが1件の合計2件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、案件の概要を申し述べさせていただきます。

議案第1号は、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が公布されたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し、扶養親族申告書の改正による規定の整備、その他安堵町税条例等の一部について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号は、トーク安堵カルチャーセンター整備工事設計業務委託及び同工事の監理業務委託の契約に関し、相手方の債務不履行により生じた損害賠償請求に、相手方が応じなかったことについて、本町が訴えの提起をするために議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細は担当課長より説明をさせますので、御審議、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、6番 森田裕康議員、7番 浅野勉議員を指名いたします。両議員よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日のみとしたいので、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本臨時議会の会期は本日のみとすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第1号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。勝井税務課長。

(勝井税務課長 登壇)

税務課長(勝井 顯) 税務課の勝井です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

令和4年度の税制改正を踏まえて、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴ひ、安堵町税条例等の一部を改正するものです。

令和4年4月1日施行の改正につきましては、令和4年3月31日の専決処分とさせていただきますして所要の改正を行いました。今回の安堵町税条例等の一部改正は、専決処分で改正した以外の所要の改正を行うものです。

主な改正内容は4点でございます。1点目が、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う所要の改正です。2点目が、法382条の4の規定により記載事項証明書または固定資産課税台帳に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付または閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う所要の改正です。3点目が、上場株式等の配当所得等に係る所得税と個人住民税の課税方式の一致に伴う所要の改正です。4点目が、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備に伴う所要の改正です。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書5枚目からの新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第1条関係の、第18条の4につきましては、法第382条の4の規定により、証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。第33条の第4項及び次の2ページの、同条第6項につきましては、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用する措置でございます。第34条の9につきましては、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行う措置でございます。

次の3ページの、第36条の2第1項につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

次の4ページの、同条第2項につきましては、項ズレの反映でございます。

第36条の3の2第1項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加する措置でございます。

次の5ページの、第36条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について、提出義務と記載事項に配偶者の氏名を追加する措置でございます。

次の6ページの、第53条の7につきましては、項ズレの反映でございます。第73条の2につきましては、法第382条の4の規定により固定資産課税台帳に住所に代わるものとして

施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。第73条の3につきましても、法第382条の4の規定により記載事項証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに係る改正でございます。

次の7ページの、附則第10条の2第2項につきましては、法律改正に合わせた改正でございます。附則第16条の3第2項につきましては、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する措置でございます。

次の8ページの、附則第17条の2第3項につきましては、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

附則第20条の2第4項、次の9ページの、附則第20条の3第4項及び同条第6項につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備でございます。

次の10ページの、附則第25条を削る改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備によるものでございます。

続いて、11ページからの第2条関係は、令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3及び令和3年改正条例附則第2条の改正規定でございます。

なお、施行期日は、令和5年1月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町税条例等の一部を改正する条例について

安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年10月17日提出、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第4 議案第2号「訴えの提起について」。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育推進課長(吉田彰宏) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉田教育推進課長。

(吉田教育推進課長 登壇)

教育推進課長(吉田彰宏) 改めまして、おはようございます。教育推進課の吉田です。よろしくお願ひします。それでは、議案第2号「訴えの提起について」、御説明させていただきます。

本議案につきましては、国の会計検査院より指摘されました、トーク安堵カルチャーセンター整備工事の不適切な設計及び施工により手直し工事を余儀なくされ、町が損害を被りましたので、損害賠償請求事件について裁判所への訴えの提起を起こすため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

事件の内容といたしましては、平成29年度に、町と訴えの相手方であります小林建築事務所 代表者 小林暁男 との安堵町カルチャーセンター整備工事の設計及び監理業務委託の契約締結に関しまして、耐震が満たされていない等、債務の本旨に基づいた履行を行わず、町は相手側に債務不履行によって生じた損害賠償請求について再三、催告を行いましたが、相手

方がこれに応じないため、訴えを提起するものでございます。

請求額については、1,956万8,054円といたします。請求の根拠といたしましては、相手方が請け負った、本件の設計と施工監理契約の委託料及び相手方の不適切な設計図書に基づき施工に要した不要な工事費用とし、また、訴訟費用についても被告の負担といたします。また、本件の訴訟につきましては、顧問弁護士へ委任いたします。

なお、本契約についての債権の時効消滅日が本年11月19日であり、早急に訴訟への準備行為が必要となるため、この度、臨時議会を招集していただいた次第であります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 訴えの提起について

損害賠償請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年10月17日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 担当課長すみません、本文ちょっと朗読してください。

教育推進課長（吉田彰宏） はい。

本文を朗読させていただきます。

1. 事件名 損害賠償請求事件

2. 訴えの相手方 住所 奈良県天理市柳本町1519番地 小林建築事務所 代表者 小林 暁男

3. 事件の内容 町は、相手方と平成29年6月7日に締結した安堵町カルチャーセンター整備工事設計業務委託契約（以下「本件設計契約」という。）及び平成29年8月3日に締結した同工事の監理業務委託契約（以下「本件監理契約」という。）に関し、債務の本旨に基づいた履行を行いませんでしたので、町は、相手方に債務不履行によって生じた損害賠償請求を行ったが、相手方がこれに応じなかったため、訴えを提起するもの。

次のページをお願いします。4. 請求の要旨 （1）相手方は、町に対し、金1,956万8,054円を支払え。（2）訴訟費用は、被告の負担とする。

5. 請求の原因（事件の概要） 本件設計契約及び本件監理契約に関し、債務の本旨に基づいた履行を行わなかったため、町は以下のとおり損害を被った。

まず、町は相手方に対し、本件設計契約の業務委託料として296万4,600円を、本件監理契約の業務委託料として121万5,000円をそれぞれ支払った。相手方が実施した設

計図書の作成及び監理業務は債務の本旨に基づいた業務内容ではなかったため、町は別途設計業務及び監理業務を行える他の業者に委託しなければならなかった。したがって、町は相手方の債務不履行によって上記業務委託料合計4 1 7万9, 6 0 0円の損害を被った。

また、本件設計契約によって相手方が町に対して提出した設計図書に基づいて整備工事を実施したが、設計図書に不備があったため、工事内容も不適切なものであり、改めて工事をやり直さなければならなかった。

同工事の費用は3, 1 8 6万3, 6 3 2円であったところ、このうち1, 5 3 8万8, 4 5 4円は相手方作成の不備のある設計図書に基づき施工された工事費用であり、町が同額の損害を被った。

以上により、町は、相手方に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求権として、業務委託料4 1 7万9, 6 0 0円及び工事費用1, 5 3 8万8, 4 5 4円の合計1, 9 5 6万8, 0 5 4円の債権を有している。

6. 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は町長に一任する。

7. 本件に関する取扱い 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

8. 管轄裁判所 奈良地方裁判所

以上です。よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） はい。ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6 番（森田裕康） 6 番 森田です。この文面、拝見させていただきまして、3点ほど御質問させていただきたいと思います。この契約ですが、一般競争入札もしくは指名競争入札、随意契約、町の条例によりますと、この金額では随意契約にあたらなと思うんですけど、この入札方法についてお伺いします。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。業者の選定につきましては、設計業務と施工監理業務につきましては、随契の方法を取っております。工事費用につきましては、指名競争入札により業者選定を行いました。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 町の条例にですね、安堵町契約規則というのがありまして、その3条の2項の2号に7点ほど条件書いてますけども、入札に参加する者に必要な資格に関する事項、そして指名競争入札の場合は、14条に「指名競争入札の参加者の資格は町長が別に定める」となっております。話しに聞きますと、基礎工事の資格を小林事務所が持っていなかったということですが、これについては入札の際に確認をされていますか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

教育推進課長（吉田彰宏） その当時の設計につきましては、その点は把握していなかったと聞いております。

以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 5年前ぐらいの話ですので、吉田課長は担当者じゃなかったということは、よくわかっていますので、わかりました。しかし、やはりこの指名競争入札なりをする場合は条例にも書いていますように、その資格というものをやはり今一度確認するという必要性があったと思います。

それですら、今回のこの文面、ちょっとなかなかややこしい所がありますけども、5. 請求の原因ですら、この請求の原因の中に「本旨に基づいた業務内容ではなかった」ということ

は、結局、工事が終わった後に会計検査院の検査で施工不良があったということで、町の職員にそこまでの資格を求める必要性は無いんですけども、やはり工事の立ち合い等は町の方で、職員の方でされていたのですか。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 当時といたしましても、現場が終われば行政の方も検査、という形をどの工事につきましても行っております。
以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 今後ですね、やはりこのようなことがまた続くと町民に対して不信、要するに町の工事ですね、公共事業に対してやはり不信を持たれるということになります。やはり一般競争入札、指名競争入札、随意契約については、やはりこれからしっかりと基準を設けて、条例にもありますので、基準のとおりしていただくことが必要かと思います。

そしてですね、最終的にはやはり裁判所が判決をとるか、いくらでということを決めると思うんですけども町民にですね、責任の所在、やはり何らか、失礼な話ですけど、町の職員の方に対して処分を下すということはお考えでしょうか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。これ、設計・施工監理を外注しているということは、現実の問題として、建築の技師が町には、いないというのが一番の問題です。建築の技師を町が雇用するということになれば、これどこの地方自治体、こういう小さい自治体ですよ、奈良市であるとか橿原市である、そういうごついのは別にして、全く確保できないというのが現実でございます。

そんな中で、最終的な手段として設計及び施工監理・検査、それを資格のある方にしていた
だくというのが現実とられている手法で、我々としても、よその自治体もほぼ同じことだと思
います。そんな中で今の、現有の職員に施工等で見つけられなかったこの部分で処分というこ
とは、あまりにも酷かなと思いますので、現実には即しては今のところ考えておりません。

しかし、これをどう確保していくのかということは、今後の課題であろうと思います。例え
ば生駒郡4町で一人どなたかを共同で雇用するとか、そういう案も結構出ているんですが、な
かなか現実的になっていないということです。あとは、工事がある度に県から建築の技師を派
遣してもらい、それは設計段階からですよ、ということ。これも限りがございますので、今後
これをどうしていくのかということについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思
います。

ただ通常、構造計算というものの、この程度の方ですと、あまり要求されていなかったのが従
来通りやってきたと。それが会計検査院の中で、いろいろ論議がなっていく中で「じゃあ構造
計算してますか」ということになった訳です。本来、その設計の業者が構造計算を外注してく
ればこの問題も、ここまで発展しなかったんですけど、「いや、この程度は絶対いらんね
んや」と。「自分が今までやってきた経験の中では構造計算をやらんでもできてるんや」とい
う話から、なかなか動いてくれなかったけれど、会計検査院に納得させるためには、じゃあこ
の設計事務所とはこれで打ち切って再度、もう一度、構造計算のできる建築設計士に再度お願
いしたというのが実際の流れです。

ですから全ての建築・設計事務所が構造計算ができるかという、ほぼ、構造計算ができる
事務所というのは限られていますので、通常この程度であればそこまでは要求されなかったの
ですが、会計検査院とのやり取りで、だんだんそのようになってきたというのが事実でござい
ます。

これはちょっと経過を説明させていただきました。以上です。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

6番（森田裕康） 経過等、説明いただきましてわかりました。今後ですね、国有物品、私、県の職
員、警察官やってましたので、鑑識係は特に国有物品が多かったもので、年に県の監査、管区の
監査、国の監査と受けてました。とにかく国有物品については物凄く厳しくされています。町
の備品やから、町の税金やからじゃなくて、これからやはり皆さん、私らも一緒ですけども、
緊張感をもって入札等に挑んでいただければ、もっと町も良くなるかと思ます。

私の質問は終わります。

議長（森田 瞳） はい。この案件に関して他の皆さん方、質問ございませんか。

1 番（松田 勝） はい。

議長（森田 瞳） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 皆さん、おはようございます。松田です。先程、説明いただいた第5項の「請求の原因」の中です、ちょうど中段辺りに「本件設計契約によって相手方が町に対して提出した設計図書に基づいて整備工事を実施したが、設計図書に不備があったため、工事内容も不適切なものであり」うんぬんという所があるんですが、この中でね、要は設計図書だけが問題であって、施工業者は全て問題無いという言い方になってきているんですけども、不備の内容はね、いろいろ細かい所は知りませんが、聞くところによると、簡単にわかるような所も一部あった、というようなこともお聞きしているの、要はここで、施工業者は関係ないですよという言い方というのはちょっとおかしいんじゃないかなと。

例えば、今回は小林設計に対する提訴ですから、それはそれでいいんですけども、小林設計のみならず、本当に例えば設計図面が悪ければね、施工業者がわかる範囲もあるかと思うんですよ、そういう意味では、気が付く部分もあるかと思うんですよ。そういった時に、いやいや、設計図面通りやから施工は関係ないです。そのとおりやったから100%完璧ですよ。という言われ方をしてもですね、なかなかその施工業者が、本当は気が付きながらやったというところもある可能性があるんですよ。そういうところも含めると、今回この訴訟の中です、こういう書き方をしてしまうと施工業者は全て100%完璧にやりましたということ、ね、町が認めてしまうということにもなりかねないので、できたらこの辺の文章もうちょっと表現を変えとかやってもらうのと、そういった施工業者は、完全に「白」ですという調査をね、町としては、そしたらどのようにやったのかな、というところもあるんですよ。

その辺、ちょっとわかればですね、説明をいただけたらと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 松田議員の今の話、実は私も同じことを思ったんです。施工業者の責任はどう問

うねんということは、当然に話をしております。弁護士サイドとしては、設計事務所が施工監理・検査まで、竣工検査まで受けているんだから、基本的にはまず設計事務所に責任を負ってもらわなきゃと。その簡単な、本当を言うと簡単なミスなんですけれど、誰でもわかるような簡単なミスを見逃してしまった。検査で見逃してしまったということ自身は、やはり設計事務所の落ち度やないかと。その段階で見つけておれば、ちゃんとその手直しをさせた訳ですけど、それをよう見つけなかったということは、まずは設計事務所が責を負うべきではないかと。だから設計事務所にまず1本に絞って提訴しますと。

今後、話の展開の中では、そういう話も出て来るとは思いますが、こちらとしては、なぜそれをよう見つけなかったと。これは設計事務所の責任やないか、という基本的なスタンスでこの訴えの提起は、させていただいております。

以上でございます。

1 番 (松田 勝) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。松田議員。

1 番 (松田 勝) 確かに町長のおっしゃるとおりなんだとは思いますがね。ただ、先程もおっしゃったように、今後の展望を考えた場合に、ここにね、こういう文章表現として明記しておくというのは、私は今後の展開を考えた場合に、不利になる可能性があるんじゃないかなと思ったんです。文章の解釈の違いでね。大丈夫ですよと言うのであればそれは結構ですけども。

考え方はね、さっきもおっしゃったように、大体あつてと思うんですよ。ただ、最終的にここの文章の整理の中でね、今後の展開を見た場合に、不利になる文章表現が私はあるというふうに考えた訳ですから、そのへんちょっと整理ができるのであればやっていただくのと。これで大丈夫ですよと言うのであれば、それはそれで結構です。

町長 (西本安博) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい。町長。簡潔に言ってください。

町長 (西本安博) こういう作戦でまずいこうと弁護士は判断をしておりますので、とりあえずはそれに委ねないかんと思います。今、おっしゃっている展開については、今後の中で出てくる話だと思しますので、この展開でまずいこうとおっしゃっていますので、これでいかせていただきたいと思います。

以上です。

1 番（松田 勝） わかりました。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

1 番（松田 勝） はい。

7 番（浅野 勉） はい。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員どうぞ。

7 番（浅野 勉） 浅野です。今、町が損害を負った原因といいますのをこの文章を読んでおきますと、2 枚目の中段の方に「設計図書に不備があった」ということで、その不備の内容、先程、課長の方からありました、設計図書が耐震設計基準に基づき作成されていなかった。こういう原因があった設計図書に基づいて施工された。そしてその設計図書に基づいて工事をされた後に、同じ業者が今度は監理業務をしたということで、それは監理業務そしてまた設計した同じ業者がやっていますから、自分の所の設計した物が監理業務に委託されたので、これで結構ですということと言えますのでね。だからその点、一番の原因は私としては、この不備にあったかなと思ひまして、不備の内容もできたら具体的に、耐震基準に合っていた設計がされていなかったという、そういうことまでちょっと書いてもらった方が、相手に訴えやすいのではないかなと思ひますので、その件、質問させていただきました。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 基本的には構造計算ができていなかったと、していなかったというのを会検は指摘しているんです。元々の小林設計事務所は、今までの経験から言ってこれで十分やないかと。何で、そこまでせないかんねん。という判断なんです。ここが一番の揉め事なので、最終的には小林設計から構造計算のできるワールド設計に、これは県の紹介です。ひとつここをちゃんとしてあげてくれということで、ワールド設計の方は構造計算もできますので、その資格を持っていますので、そこで最終的にもう一度設計をし直して、不備な所は設計をし直して、全部

が全部不備じゃないんですよ、外の部分なんで。そういうところを加味してワールド設計の方でやっていただいて、そこで施工監理、まだ最終的に終わってないな、工事。

教育推進課長（吉田彰宏） はい。今月末です。

町長（西本安博） 今月末なんで、最終の、最後の最後の仕上げにきているということで、小林設計に最後までやったんじゃないんです。今度は業者も変えましたので、これは県の紹介で、ここをやったってくれということなんで、そこにやってもらいましたので、業者は分かれています。

以上です。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

7番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

7番（浅野 勉） 今、ありましたように、別途の業者委託をして完璧に耐震診断に合った設計・施工がされたということで、それは結構だと思います。

今回のこの訴訟の場合は、やはりその原因と結果が、やはり関連性があると思いますので、それをもう少し強く訴えていただいた方が良いかなと思って発言をさせていただきました。

以上です。

議長（森田 瞳） はい。他に、御意見ございませんか。

ちょっと私、数点気付いたんですけども、ここが一番最初の1ページ目の方の「事件の内容」の中段でございませけれども「債務の本旨に基づいた履行を行いませんでした」というこの表現がですね、どうもやっぱり手ぬるいというような感じを私は受けたんです。できましたら、この辺の、例えばですよ「履行されておらず多額の損害が生じた」ということの内容ぐらいには、しっかり厳しい記述をしていただいた方が良いんじゃないかな、という思いもするんですけども、その辺、部長、課長も含めてどうですか。

教育次長（辻井弘至） はい。

議長（森田 瞳） はい。次長。

教育次長（辻井弘至） 自席より失礼いたします。当然、厳しく裁判の方に臨みたいと思っております。令和2年、平成29年から経ちまして今やとこういうふうな形で前が見えてきたなということですので、その辺、債務の趣旨につきましても厳しい感じの表現で考えていきたいと思っております。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。それじゃなしに、今日、結論を出そうと思っておりますので、それができるかできないかという、文章の表現が可能かということで、ちょっとそこで問いたかったんですけども。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 自席から失礼いたします。ここの所は、委託した弁護士さんの作戦もあろうかと思えます。最終的にこの書類を裁判所に、今日のこの議決事項の書類も併せて持っていかんと受付しませんので弁護士に、そここのところは非常に議員さんとしても視点を当てているので、そういう表現にできるのかどうかということの調整は、させていただきたいと思えます。我々の判断だけではちょっと、いきませんので。そうさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（森田 瞳） 町長、それであれば弁護士さんに相談された結果をもういっぺんまた本会議開かなあきませんねん。だから行政の範囲内の中です、今この文面を字句のところをいらっていただくかということだけを、それをやりますということでおっしゃっていただければ、ここで結論が出ると思うんですよ。だからそのことで、相談した中でどうか否かということに関してですよ、おっしゃったら、もういっぺんこの内容でもって本会議を開催しなければならない、こういう事態になるんですよ。

だからそこは理事者側の判断の中で、この文面の中をです、字句をちょっと訂正すること、これは無理なんですか。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） 無理ではないとは思いますが、一応、文章を作っていたのがそちらなので、まずはそこに今日の話を持っていきたい。それで、していただくように、こちらから持ち掛けていきたいと思えます。

ちょっとここに弁護士がおる訳ではないので、そうしますとは言えないけれど、その今おっしゃったような趣旨の文章に変えていただくように、こちらから説得、説得と言うのですか、調整はさせていただきたいと思えます。

文章を作っていた所にもう一度持ち掛ける、これはもう当然。勝手に「やります」とも言えませんが、そのようなことができるように、こっちから責任をもって話をさせていただきたいと思えます。

議長（森田 瞳） 10分間程、暫時休憩いたします。

町長、電話で聞いてください。今日、結論出さんことには再度本会議、開かないかんこととなりますので。

休 憩（午前10時44分）

再 開（午前10時58分）

議長（森田 瞳） 再開いたします。

それでは、先程の件の中で文面の一部訂正、変更ということで、理事者側からちょっと申し上げていただきます。

教育推進課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。どうぞ、課長。

教育推進課長（吉田彰宏） 先程、議長の方から御指摘がありました議案書の「事件の内容」の4行目の「債務の本旨に基づいた履行を行いませんでした」ということで、もうちょっと厳しい内容の書き文にできないかということで意見をいただいた件につきまして、ちょっと弁護士さんの方にも電話で確認させていただきました。

ここは、自治体の裁量で厳しい文面に変えてもいいということをお願いしましたので、ここ

を「債務の本旨に基づいた履行を行わず、多額の損害が生じたため」という書き文に変更させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） はい。今、課長の方から説明いただいた、一部ここの字句を訂正していただいて、前に進みたいと思います。

それで、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。只今、質疑いただきましたので、これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この議決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願ひします。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5「議員派遣について」を議題とします。

お手元の資料を御覧ください。

お諮りします。

お手元の資料のとおり、増井敬史議員を議員派遣することについて、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

増井議員、しっかりと研修していただいてまた後日、議会本会議に内容を御説明ください。
よろしいですか。

2番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） 増井議員を配布資料のとおり議員派遣することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第6「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、安堵町議会会議規則第69条の規定により、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午前11時00分
